



# 埼玉県報

第 3075 号  
平成 31 年(2019 年)  
1 月 29 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 埼玉県国税連携受信サーバ機器賃貸借に関する落札者等の公示（税務課）
- 平成 30 年 10 月から 12 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 狭山農業振興地域の変更（農業政策課）
- 本庄北部土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 狭山都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 狭山都市計画道路の変更（都市計画課）
- 鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

- 県道太田熊谷線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道葛和田新堀線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道葛和田新堀線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 県道北根菖蒲線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 直接請求のための署名収集の禁止（選挙管理委員会）

# 告 示

## 埼玉県告示第六十四号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	年月日
小川町	平成二十八年度地籍簿一冊	古寺二地区（大字上古寺、下古寺の一部）	平成三十一年一月二十二日

## 告 示

### 埼玉県告示第六十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県国税連携受信サーバ機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年12月21日

4 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号

5 落札金額

27,953,100円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年10月30日

# 告 示

## 埼玉県告示第六十六号

平成三十年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第六十七号

富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

## 埼玉県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
赤見台整形外科・内科クリニック	久保田 元也	鴻巣市赤見台四―二三―七	平成三十一年一月六日
上柴メンタルクリニック	医療法人弘医会	深谷市上柴町西二―一四―四三	平成三十年十二月一日
かなざわクリニック	医療法人太平洋会	鶴ヶ島市富士見二―一―一五	平成三十年十二月一日
モアナ歯科クリニック 蕨医院	医療法人奉優会	蕨市北町五―四―三ニマルエツ蕨北町店一F	平成三十年十二月一日
山田歯科医院	草野 寿之	入間郡三芳町藤久保三八一―一	平成三十年十一月二十日
ライオン薬局 2号店	株式会社ライオン薬局	春日部市緑町五―九―一三	平成三十年十二月一日
まごころ薬局	シー・シー・コア・ファーマシー株式会社	三郷市上彦名四六七	平成三十年十二月一日



あつみ薬局上尾店	あつみ薬品株式会社	上尾市川一―二九―八	平成三十年 十二月一日
たんぽぽ薬局	クラフト株式会社	上尾市上一五六八―一	平成三十年 十二月一日
スギ薬局 北上尾店	株式会社スギ薬局	上尾市緑丘三―四―二七	平成三十一年 一月一日
そうごう薬局 北鴻巣店	総合メデイカル株式会社	鴻巣市赤見台四―二三―六	平成三十一年 一月一日
ことぶき薬局 朝霞店	株式会社ことぶきメデイカル	朝霞市幸町一―三―五	平成三十年 十二月一日
薬局トモズ和光店	株式会社トモズ	和光市本町三―二三	平成三十年 十二月一日
たから薬局 狭山市店	株式会社トラス トフアーマシー	狭山市祇園二六―三一	平成三十一年 一月一日
まごころ薬局 本庄日の出店	シー・シー・コ ア・フアーマシ ー株式会社	本庄市日の出二―二―九	平成三十年 十二月一日
訪問看護ステーション ALWAYS 久喜	株式会社ハートカンパニー	久喜市久喜中央三―九―八 ―一五折原店舗五号室	平成三十一年 一月一日
訪問看護ステーション ヨンじん	株式会社仁	戸田市新曽六八三―一メゾン エメラルド二〇三	平成三十一年 一月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	施術所		指定年月日
			所在地		
高橋 賢		深谷はたら整骨院	深谷市国済寺五一六―二二―B		平成三十年十二月十九日
大堀 貴弘		鷹の台げんき整骨院	東京都小平市たかの台一八一―四		平成三十年十二月一日
金子 将大		わかば整骨院	入間市下藤沢五〇四―一―コーポつきぢ一〇五		平成三十年十二月一日
荻原 大賢		さくら鍼灸整骨院 小手指	所沢市小手指町三―三一―四メゾンコスモス一〇五		平成三十年十一月一日
野口 竜也		つばき整骨院	所沢市山口五二四一―一―一〇八		平成三十一年一月四日
廣瀬 昌美		KEIROW川越ステーション	川越市霞ヶ関北二―六―一―一階		平成三十年十二月十日
高梨 友香子		株式会社ケアプラスまごころベルサービス	さいたま市浦和区領家五―一二―一八ブナサワビル二〇―一―号室		平成三十年十二月九日
大地 晴久		KEIROW川越ステーション	川越市霞ヶ関北二―六―一―一階		平成三十年十二月十日
渡邊 大祐		あい指圧院	東京都西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷八七三―二―一		平成三十年十二月一日
本田 直史		プラナ治療院	さいたま市緑区三室一二六―二―一六		平成三十年十二月一日

# 告 示

## 埼玉県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 群羊会 福音診療所	所在地	北本市下石戸下一五四 九―五	北本市緑四―一五四
美原薬局	名称	美原薬局 新所沢店	美原薬局
訪問看護リハビリステーション ゆめみらい戸田	所在地	戸田市新曾一〇〇二ウ オープンマンション一〇 二号室	戸田市新曾五六三根岸 ビル一F
訪問看護ステーション ファイブデイズ所沢	所在地	所沢市東狭山ヶ丘二― 二九五―九煉瓦館一 七 二〇一号室	所沢市北中一―二二八
医療法人 昭友 会 訪問看護ステーション 森林	所在地	比企郡滑川町羽尾四九 五	比企郡滑川町羽尾一〇 四一―七

氏名		変更事項	
所在地	名称	所在地	名称
正田 貴彦	八幡 義輝	山本 政弘	
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
春日部市大場一〇 七二―八	在宅マッサージ・ピ ース	狭山市入間川三― 三一―五イオン武 蔵狭山一F	東京ヘルスケア機能 訓練センター武蔵 野
川口市上青木西三 ―一三―八―二〇 一	わかばマッサージ治 療院	入間市野田一三八 三―五	東京ヘルスケア機能 訓練センター
		東京都三鷹市下連 雀三―一―二―六エ クセラン三鷹一〇一	
		東京都武蔵野市中 町一―三九―九ミ タカオフィスイス二階	
			変更前
			変更後

# 告 示

## 埼玉県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
山崎医院	鴻巣市吹上本町一―二―二一	平成三十年十月三十日
松平整形外科	羽生市秀安二―三―一	平成三十年十一月三十日
上柴メンタルクリニック	深谷市上柴町西二―一四―四三	平成三十年十一月三十日
かなざわクリニック	鶴ヶ島市富士見二―一―一五	平成三十年十一月三十日
山田歯科医院	入間郡三芳町藤久保三八―一―	平成三十年十一月十九日
医療法人社団 榮内会 スマイルデンタルクリニック	所沢市松葉町二三―一九	平成三十年十一月三十日
まご薬局	春日部市緑町五―九―一三	平成三十年十一月三十日

まごころ薬局 庄日の出店 本	ユーコー薬局	ことぶき薬局	たんぼぼ薬局	まごころ薬局
本庄市日の出二二二九	羽生市秀安二二三三	朝霞市幸町一三三五	上尾市上一五六八一	三郷市上彦名四六七
平成三十年十一月三十日	平成三十年十二月十五日	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日	平成三十年十一月三十日

# 告示

## 埼玉県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
共創未来 本庄薬局	本庄市寿二一六―二八	株式会社ファーマみらい	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年二月一日
栗橋グループホーム翔裕園	久喜市小右衛門九五―一五	社会福祉法人元気村	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成三十一年一月十日
あすなる薬局 南町店	加須市南町五一―一八	株式会社エフアンドエフ	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成三十一年一月二十日

# 告示

## 埼玉県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
医療法人社団春日部さくら病院	事業者名	事業所所在地	春日部市西金野井二九一	春日部市金崎七〇二一一	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
介護老人保健施設狭山ケアセンター	事業者名	事業所所在地	老人保健施設狭山ケアセンター	介護老人保健施設狭山ケアセンター	通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護



エフビー介護サービス株式会社 熊谷営業所	ケアプラン ゆずり葉	株式会社ヤマシタ コーポレーション 上尾営業所	ましばヘルパス テーシヨン	グループホーム メディカルフロ ラ新白岡
事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地	事業所 所在地
長野県佐久市 長土呂八六二  二	草加市苗塚町 三九四一  一	草加市苗塚町 三九四一  一	株式会社ヤマシタ コーポレーション 北営業所 鴻巣市三ツ木 三一二一  一	飯能市緑町三  四
長野県佐久市 長土呂一五九  二	草加市北谷一  二二一  一	草加市北谷一  二二一  一	株式会社ヤマシタ コーポレーション 上尾営業所 上尾市中妻三  三一四  一	飯能市緑町七  六
福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	居宅介護支援	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具 貸与 特定介護予防福祉 用具販売	訪問介護	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

# 告示

## 埼玉県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団榮内会 スマイルデンタル クリニック	所沢市松葉町二 三―一九	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成三十年十一 月三十日
まごころ薬局	所沢市小手指町 一―二六―一 小手指ハナミズ キプラザ三〇二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	平成二十七年六 月一日

## 告 示

### 埼玉県告示第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マメトラショッピングパーク

埼玉県桶川市西二丁目四百八十九―一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） マメトラ農機株式会社 代表取締役 細田昇

埼玉県桶川市西二丁目九番三十七号

（変更後） マメトラ農機株式会社 代表取締役 細田康

埼玉県桶川市西二丁目九番三十七号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルエツ 代表取締役 吉野平八郎

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外 計四者

（変更後） 株式会社マルサン 代表取締役 沼田勇

埼玉県越谷市花田三―七―一 外 計三者

#### ハ 変更年月日

平成三十年十一月二十九日外

#### ニ 届出年月日

平成三十一年一月十五日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア秩父影森店

埼玉県秩父市大字上影森字原三百六番一外

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後八時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から午後八時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時三十分

##### ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日

##### ニ 届出年月日

平成三十一年一月十六日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

嵐山ショッピングセンター

埼玉県比企郡嵐山町むさし台三―二十七―一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後九時五十分

（変更後）午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場A 午前八時四十分から午後十時

駐車場B 午前八時四十分から午後十時

駐車場C 午前八時四十分から午後十時

（変更後）駐車場A 午前八時四十分から午後十時

駐車場B 午前八時四十分から午後十時

駐車場C 午前八時四十分から翌午前零時三十分

#### ハ 変更年月日

平成三十一年二月十一日

#### ニ 届出年月日

平成三十一年一月十六日

#### 二 縦覧期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年一月二十九日から平成三十一年五月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



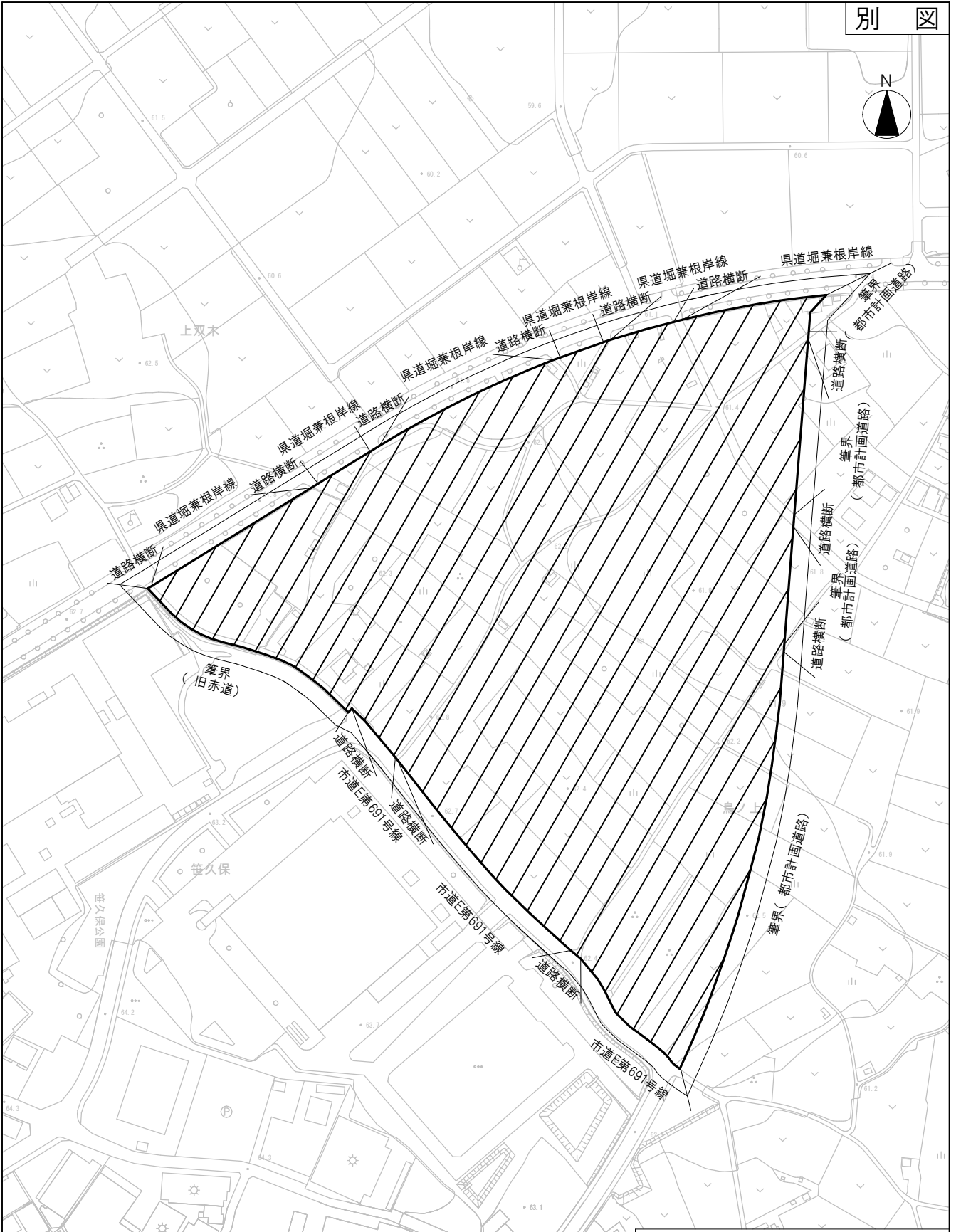
# 告 示

## 埼玉県告示第七十七号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、狭山農業振興地域の区域を別図のとおり変更する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



凡 例

	狭山農業振興地域から除く区域
---	----------------

# 告示

## 埼玉県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、本庄北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	吉田信解	埼玉県本庄市本庄二丁目四番八号
同	細野林之助	同 日の出三丁目五番七号
同	根岸好行	同 児玉郡上里町大字神保原町百十五番地八
同	茂呂諭	同 本庄市新井百五番地
同	戸塚喜司男	同 都島八百六十三番地
同	立石孝	同 山王堂九十八番地
同	金子孝	同 沼和田六百五十番地一
同	塚越利彦	同 小島四丁目二番四号
同	山本真一	同 万年寺一丁目十二番六号
同	山田福一	同 本庄三丁目七番五十号
同	海澤猪一	同 仁手二百五十二番地一
同	荒瀬那美夫	同 同 千五百四十八番地
同	増田弘行	同 久々宇二百八十一番地一
同	坂上佳久	同 田中二百六十三番地一
同	福島正紹	同 傍示堂四百八十九番地
同	田部井保行	同 牧西千百七十八番地二
同	森敬一	同 同 四百五十六番地一
同	片山幸年	同 小和瀬十二番地一
同	須長克雄	同 宮戸三百三十八番地
同	高柳栄	同 堀田三百九十五番地
監事	茂木延雄	同 万年寺二丁目七番二十六号
同	大塚友幸	同 久々宇百七十五番地
同	岡治夫	同 牧西四百四番地

### 二 退任

職名 氏名 住所



## 告 示

### 埼玉県告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、狭山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第八十一号

鴻巣市から鴻巣都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘



<p>太田熊谷線</p>	<p>路線名</p>
<p>熊谷市中奈良字馬場一〇七七番三地从 から 同市下奈良字中妻西六〇九番五地先 まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十一年一月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十八年八月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第十三号で告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長二五六・三二メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

葛和田新堀線	路線名
熊谷市中奈良字下ノ村一四〇七番一地先 から 同市中奈良字下ノ村一三九六番一地先 まで	供用開始の区間
平成三十一年一月二十九日	供用開始の期日
平成二十七年一月十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一三七・九〇メートル	備考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	葛和田新堀線
供用開始の区間	熊谷市下奈良字久保南七七番一地先から 同市中奈良字東耕地一〇六一番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十一年一月二十九日
備考	平成二十八年八月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長八八九・九〇メートル

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北根菖蒲線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町菖蒲字西堀一〇七九番 一〇地先から同市菖蒲町菖蒲字西堀 九三二番一地先まで		区  間
一〇・四〇〃 三三二・九二	一〇・四〇〃 一五・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二二〇・四〇		延長 (メートル)
		備  考

## 告 示

### 埼玉県選管告示第六号

埼玉県議会議員一般選挙が、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（平成三十年法律第一百号）の規定に基づき行われることとなったため、同法施行令第二条の規定に基づき平成三十一年二月六日から平成三十一年四月七日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治